

○不破消防組合職員の旅費に関する条例

昭和44年11月28日条例第2号

改正

昭和45年10月20日条例第3号

昭和48年8月22日条例第3号

昭和49年4月1日条例第13号

昭和50年3月24日条例第5号

昭和54年8月2日条例第11号

平成4年4月1日条例第1号

平成13年4月1日条例第2号

平成19年4月1日条例第2号

第1条 この条例は、地方自治法第204条に基づいて、公務のために旅行する職員に支給する旅費について定めることを目的とする。

第2条 職員が公務のために旅行した場合には、その職員に対して旅費を支給する。

第3条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

第3条の2 前条の普通旅費に代えて日額旅費を支給する旅行とは、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行をいう。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、組合の規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、前条に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第4条 鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び食卓料は、別表によって支給する。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

(1) 1つの旅行であって、鉄道、水路又は陸路にわたる旅行にあつては、鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもってそれぞれ陸路の1キロメートルとみなす。

(2) 水路旅行及び航空旅行については、天災その他やむを得ない事由によって上陸又は着陸し宿泊を要した場合を除くほかは、宿泊料を支給しない。

第5条 旅費は、最も経済的であつて通常の順路によって、これを計算する。ただし、公務の都合又は天災、その他やむを得ない事由によって通常の順路によって旅行し難い場合にあつては、その現に経路した順路による。

第6条 旅行日数は、公務のため要した日数による。ただし、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事由によって要した日数を除くほ

か、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルにつき1日の割合をもって通算した日数を超過することができない。

2 前項ただし書の場合において1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第7条 1 旅行における鉄道賃、航空賃、船賃又は車賃は、その路程を通算してこれを算定する。この場合1キロメートル未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

第7条の2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費は、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）の規定に準じて管理者が定める。

第8条 旅費の支給（概算払いに係る旅費を含む。）を受けようとする職員は、所定の請求書に必要な事項を記載し、必要な書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、その旅行を完了した後、所定の期間内にその旅行について前項の規定によって旅費精算をしなければならない。

第9条 旅行中退職、免職、失職又は死亡したものについてはその旅行先からこの町に至る旅費に相当する金額を支給する。

第10条 在職中死亡したものに対する旅費は、その遺族に支給する。

第11条 管理者は特別の事由のあるものに対しては、その定額を減じ又はその全部若しくはその一部を支給しないことができる。

第12条 特別の事情により定額の旅費でその実費を支弁できない場合は、その実費を支給することができる。

第13条 前2条のほか一般職の職員の公務のための旅行に関し、管理者がこの条例の規定による旅費を支給することが適当でないと認める場合は、その者に支給する旅費額を管理者の旅費支給に準じて計算した額を支給額として支給することができる。

第14条 この条例施行に関して必要な事項は、垂井町職員旅費支給規則による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日以降の旅行から適用する。

2 垂井町関ヶ原町消防組合職員の旅費に関する条例（昭和43年5月1日垂井町関ヶ原町消防組合条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和45年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年8月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第13号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和50年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成13年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	鉄道費	船 賃	航空賃	車 賃	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
管理者、 副管理者	実費	実費(特別 船室料金を 含む)	実費(特別 座席料金を 含む)	実費	13,100円	2,600円
会計管理 者、一般 の職員	実費	実費(特別 船室料金を 含む)	実費	実費	10,900円	2,200円

備考

- 1 特別急行列車を運行する線路による旅行でも片道100キロメートル以上のものについては、特別急行料金を支給する。
- 2 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について路程に応じ交通機関を利用した場合の運賃とする。
- 3 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。